

第四号様式（第四条及び第六条関係）

*登録番号		収入印紙欄 (消印しないこと)
*訂正書換え 交付年月日		

管理栄養士名簿訂正・免許証書換え交付申請書

登録 番号	第	号	登 録 年月日	昭 和 平 成 令 和	年	月	日
----------	---	---	------------	----------------------------	---	---	---

変更を生じた事項

	変 更 前	変 更 後 (第1回)	変 更 後 (第2回)
本 籍 地 都道府県名 (国籍)			
ふりがな			
氏 名			
	(旧姓)	(旧姓)	(旧姓)
旧姓併記の希望		有 ・ 無	有 ・ 無
通 称 名			
性 別	男 ・ 女	男 ・ 女	

(氏名は、戸籍上の文字で記入すること)

変更の理由 及び年月日	
----------------	--

上記により、管理栄養士名簿訂正・免許証の書換え交付を申請します。

令和 年 月 日

電 話	()		
住 所	〒 都道 府 県		
氏 名	生年月日	大正 昭 和 平 成 令 和 西 暦	年 月 日

厚生労働大臣 殿

- 備考 1 *印欄には、記入しないこと。
2 該当する不動文字を○で囲むこと。
3 この申請書には、所定の手数料に相当する収入印紙を貼ること。
4 名簿訂正の申請をするには、申請の原因となった事実を証する書類を添付すること。
書換え交付の申請をするには、管理栄養士免許証を添付すること。
5 用紙の大きさは、A4とすること。

管理栄養士名簿訂正・書換え交付申請書 記入例

申請者が記入する欄

(名簿登録事項に変更がある場合)

記入しないこと。

記入しないこと。

*都道府県番
*号

必要な額の収入印紙(収入証紙ではない)を貼ること。

【手数料】

- 名簿訂正: 950 円/回
- 書換え交付: 2,350 円

※2回分の訂正と書換え交付をまとめて申請する場合、
 $950 \text{ 円} \times 2 \text{ 回} + 2,350 \text{ 円}$
 $= 4,250 \text{ 円}$

変更がない事項も記入すること。

略字等を使用せず、必ず戸籍通りの文字をはっきり記入すること。また、ふりがなも記入すること。旧姓又は通称名を有していない場合や併記を希望しない場合は、斜線を引くこと。

通称名は、記載をもって併記を希望したものと見なすこと。(誤って記載した場合は、二重線で取消すこと。)

複数回変更がある場合は、次の通り記載すること。

- のため ●年●月●日
- のため ○年○月○日

申請する項目のみ○をすること。(新しい内容の免許証が不要であれば、免許証書換え交付申請は不要)

変更後の氏名とすること。

第四号様式 (第四条及び第六条関係)

*登録番号

*訂正書換え交付年月日

収入印紙欄 (消印しないこと)

管理栄養士名簿訂正・免許証書換え交付申請書

登録番号	第 ##### 号	登録年月日	昭和 平成 令和	3年 4月 30日
変更を生じた事項				
	変更前	変更後(第1回)	変更後(第2回)	
本籍地 都道府県名 (国籍)	東京都	東京都		
ふりがな	えいよう はなこ	こうろう はなこ		
氏名	栄養 花子	厚労 花子		
	(旧姓)	(旧姓) 栄養 花子	(旧姓)	
旧姓併記の希望		有・無	有・無	
通称名				
性別	男・女	男・女		
(氏名は、戸籍上の文字で記入すること)				
変更の理由 及び年月日	婚姻のため 令和3年5月30日			
上記により、管理栄養士名簿訂正・免許証の書換え交付を申請します。				
令和3年6月4日 郵送申請の場合、申請日は記入しないこと。				
電話	03 (5253) 1111			
住所	〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2			
氏名	厚労 花子	生年月日	大正 昭和 平成 令和 西暦	10年 8月 9日
	厚生労働大臣 殿			

備考 1 *印欄には、記入しないこと。
 2 該当する不動文字を○で囲むこと。
 3 この申請書には、所定の手数料に相当する収入印紙を貼ること。
 4 名簿訂正の申請をするには、申請の原因となった事実を証する書類を添付すること。
 書換え交付の申請をするには、管理栄養士免許証を添付すること。
 5 用紙の大きさは、A4とすること。

(添付書類)

- 変更事項が確認できる書類
 - 戸籍謄本、戸籍抄本、除籍謄本、改製原戸籍等
 - ※ まず、従前戸籍が記載された現在の戸籍を取得すること。
(当該戸籍を管理する自治体において、戸籍の電算化後(自治体によって時期は異なる。)の変更であれば、直近の変更前の戸籍事項と現在の戸籍事項が1枚で確認できる。)
 - ※ 複数回分の訂正事項が発生している場合、現在の名簿登録事項が記載されている戸籍謄本等から現在の戸籍に至る全ての事項が確認できる戸籍謄本等が必要。
 - ※ 住民票に併記される「旧姓」は、直前の旧姓とは限らないこと、変更年月日や理由を確認できないことから、名簿訂正申請の添付書類とすることはできない。
 - 日本国籍を有しない者については、住民票の写し
- 免許証の書換え申請を行う場合には、書換え前の管理栄養士免許証
 - ※ 免許証を紛失している場合は、名簿訂正手続と再交付申請を同時に行うこと。
(訂正後の名簿に基づき再交付するため、書換え手続は不要)
- 名簿訂正手続を30日を過ぎて申請を行う場合には、遅延理由書(任意様式)